

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

61

### 条 例

- 有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例……………（オリンピック・パラリンピック準備局）…一
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…二
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…二
- 東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…二

### 条例のあらまし

●有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例（条例第五六号）

- 一 江東区における住居表示の実施に伴い、有明アリーナの位置を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例（条例第五七号）

- 一 江東区における町区域の新設に伴い、東京都立海の森公園の位置を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第五八号）

- 一 江東区における町区域の新設に伴い、警視庁東京湾岸警察署の管轄区域の表示を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五九号）

- 一 江東区における町区域の新設に伴い、東京消防庁臨港消防署及び東京消防庁城東消防署の管轄区域の表示を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

### 条 例

有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年五月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十六号

有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部を改正する条例

有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（平成二十九年東京都条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表有明アリーナの項位置の欄を次のように改める。

東京都江東区有明一丁目十一番一号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十七号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一海浜公園の部東京都立海の森公園の項位置の欄を次のように改める。

東京都江東区海の森三丁目 海の森三丁目地先

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十八号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一警視庁東京湾岸警察署の項管轄区域の欄中「有明一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目」の下に「、海の森一丁目、同二丁目、同三丁目」を加え、「中央防波堤内側埋立地、」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年五月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十九号

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例（昭和三十八年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京消防庁臨港消防署の項管轄区域の欄中

「中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地、中央防波堤外側その二埋立地」

「江東区のうち、海の森一丁目から海の森三丁目まで

中央防波堤外側その一埋立地、中央防波堤外側その二埋立地

改め、同表東京消防庁城東消防署の項管轄区域の欄中「うち、」の下に「東京消防庁臨港消防署及び」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

